

# 福島県外衣・シャツ製造業最低工賃

## 1. 適用する家内労働者

福島県の区域内で外衣製造業またはシャツ製造業に係るまとめの業務に従事する家内労働者

## 2. 適用する委託者

前号の家内労働者に前号の業務を委託する委託者

## 3. 第1号の家内労働者に係る最低工賃額

次の表の左欄に掲げる品目および中欄に掲げる工程の区分に応じ、右欄に掲げる金額

品目	工程	金額	品目	工程	金額				
男子既製洋服	上衣	そで裏まつり	10センチメートルにつき	21円	婦人服	上衣	そで裏まつり	10センチメートルにつき	16円
		そでまつり星入れ	10センチメートルにつき	14円			えり付けまつり	10センチメートルにつき	17円
		そで口裏まつり	10センチメートルにつき	14円		スカート	すそ奥まつり	10センチメートルにつき	11円
		見返し星入れ	10センチメートルにつき	13円			スラックス	2つ穴のボタンを付けるもの	1個につき
		前身端星入れ	10センチメートルにつき	10円		コート		裏穴のボタンを付けるもの	1個につき
		えり付けまつり	10センチメートルにつき	17円			ワンピース	4つ穴のボタンを付けるもの	1個につき
		下えりからげまつり	10センチメートルにつき	18円		ブラウス		玉縁ボタンホール	1個につき
		肩裏まつり	10センチメートルにつき	16円			かぎホック付け	1組につき	21円
		背わき(わき裏)まつり	10センチメートルにつき	17円			スナップ付け	1組につき	21円
		背鎖止め(本鎖のもの)	3センチメートルにつき	24円			糸ループ付け(本鎖のもの)	3センチメートルにつき	18円
		パンツまつり	10センチメートルにつき	21円			パンツ止め(×印に限る)	1か所につき	7円
		パンツ止め(×印に限る)	1か所につき	7円			鎖止め(本鎖のもの)	2センチメートルにつき	14円
	背すそ奥まつり(背ぬきのものに限る)	10センチメートルにつき	14円	糸くず取り	上衣・裏なしのものについて行うもの		1枚につき	25円	
	前裏すそ奥まつり及び背ぬき以外の背すそ奥まつり	10センチメートルにつき	12円		上衣・縫裏のものについて行うもの		1枚につき	16円	
		10センチメートルにつき	12円		上衣・半裏のものについて行うもの		1枚につき	22円	
	小ボタンのボタン付け	1個につき	12円		コート又はジャケットについて行うもの		1枚につき	14円	
		1個につき	12円		コートについて行うもの	1枚につき	25円		
	糸くず取り	接着芯縫製のもの	1枚につき		29円	ワンピースについて行うもの	1枚につき	19円	
		毛芯縫製のもの	1枚につき	118円	ブラウスについて行うもの	1枚につき	13円		
	ズボン	腰裏まつり	10センチメートルにつき	13円	プリーツ止め(×印に限る)	1か所につき	7円		
腰裏かんぬき止め		1か所につき	6円	スカートスラックス	小またちどり	10センチメートルにつき	16円		
小またちどり		10センチメートルにつき	40円		シックまつり	10センチメートルにつき	14円		
天ぐまつり		3センチメートルにつき	6円		ウエストまつり	10センチメートルにつき	10円		
前立てまつり		3センチメートルにつき	7円	ワンピースブラウス	バット付け	1組につき	45円		
後中央まつり		3センチメートルにつき	8円		ワイシャツ	毛羽取り	半そでについて行うもの	1枚につき	22円
小ボタンのボタン付け		1個につき	12円	長そでについて行うもの			1枚につき	28円	
糸くず取り		1本につき	37円						

備考(1) 金額欄に表示されている単位の長さ以外で委託する場合の工賃額については、1センチメートル当りに換算した額とする。この場合、長さ1センチメートル未満及び金額円未満については、切り上げるものとする。

(2) 糸くず取りについては、委託者が当該工程を行わず、家内労働者に当該工程のすべてを委託する場合に限る。

## 4. 効力発生の日 令和3年5月1日

◎ 最低工賃が適用される委託者、家内労働者の皆さんは次のことにご注意願います。

- 委託者は、この最低工賃額以上の工賃を支払わなければなりません。また、最低工賃額に達しない工賃の支払いを定める委託に関する契約は、その部分については無効となり、その無効となった部分は、最低工賃額の支払いの定めをしたものとみなされます。
- 委託者は、家内労働者に家内労働手帳を交付し、工賃の単価、受領した物品の数量、支払った工賃額などその都度記入しなければなりません。

最低工賃、家内労働についてのご照会、ご相談は下記へお問い合わせ下さい。

福島労働局 賃金室 (福島市霞町1-46 TEL024-536-4604)

福島労働基準監督署 024(536)4611

郡山労働基準監督署 024(922)1370

いわき労働基準監督署 0246(23)2255

会津労働基準監督署 0242(26)6494

須賀川労働基準監督署 0248(75)3519

白河労働基準監督署 0248(24)1391

喜多方労働基準監督署 0241(22)4211

相馬労働基準監督署 0244(36)4175

富岡労働基準監督署 0240(22)3003